

# 事務局説明資料

(「中間整理」で示された主な課題等について)

平成27年7月23日

金融庁総務企画局

- 「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」(決済SG)を改組して設置された本ワーキング・グループにおいては、決済SG「中間整理」(平成27年4月28日公表)を踏まえつつ、①包括的な改革のための戦略的なアクション・プランの策定及び②制度面の手当てが必要であれば、それらについても検討を進めることとされている。

## 1. リテール関係

### [現状及び問題意識]

#### (リテール分野を中心としたイノベーションの進展)

- 世界的に「FinTech」と呼ばれる金融とITを融合させる動きが加速している。また、欧米の銀行では、「変化のためのIT投資」やITベンチャー企業との連携・協働を強化する動きがある。
- ノンバンク・プレーヤーが銀行業務の一部を代理する等を通じて決済関連サービスを提供するなど、決済を中心に銀行業務の「アンバンドリング化」とも言うべき構造変化が進行。
- こうした中において、我が国においても、銀行のみならず多様なプレーヤーが参加する中で、競争的に決済サービスのイノベーションが進められるようにすることが求められる。
- 同時に、銀行サイドにおいても、オープン・イノベーション(外部連携による革新)を重視した体制とビジネス・モデルを構築し、戦略的に先進的ITを取り込むことが重要な課題となる。

**(決済システムの安定性)**

- こうしたノンバンク・プレーヤーによるサービス拡大は、イノベーション促進や利用者利便の向上に貢献するものであるが、他方で、ノンバンク・プレーヤーの機能拡大が進む場合、例えば、ノンバンク・プレーヤーの破綻やシステム停止等に伴うリスクが増大するおそれもある。
- ノンバンク・プレーヤーの機能拡大が進む中にある場合は、その破綻やシステム停止等に伴うリスクを低減させるとともに、万が一、そうした破綻等が発生した場合においても、銀行の信用創造機能や決済ネットワークに大きな影響が生じることがないように手当てしておくことが必要である。こうした観点から、今後、実務面も含め、幅広い観点から、検討を進めるべきである。

**(イノベーションの促進と利用者保護の確保)**

- 利用者保護や犯罪防止は、まずもって、サービスを提供する事業者において、責任を持って対応することが必要である。しかしながら、様々なプレーヤーが登場し、サービスの種類も拡大する中、適正な利用者保護等を図るための枠組みについて検討していく必要がある。
- その際には、各事業者に対する許認可等を通じて業務の適正な運営を確保すること、業界の自主ルールで対応すること等、様々な方法が考えられるが、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、実態を十分に踏まえ、実効性ある対応を行っていくことが重要である。

(情報セキュリティ)

- ITの発展に伴い、決済のインターフェイスは銀行外部へと拡大、同時に、アンバンドリング化が進行する中、多様なプレイヤーが決済情報のプロセスに組み込まれるようになっている。
- こうしたことを踏まえると、多様なプレイヤーが対応の拠り所とできる情報セキュリティ基準の設定、その実効性の確保のための方策、また、利用者側に求められる対応について、検討を進める必要があると考えられる。

[今後の課題]

- 上述の問題意識を踏まえ、今後、決済業務等の高度化に向けて、どのような環境整備が求められるのか。また、その際、法制面についてどのような対応が求められるのか。

なお、法制面に関連して、「中間整理」においては、以下のような指摘があった。

- 欧州においては、EU決済サービス指令において、横断的な制度整備が図られている。さらに、新たな決済サービス指令(PSD2)の策定に向けた検討が行われている。法制度のあり方は、各国・地域の経済状況等を踏まえて考える必要があるが、決済を取り巻く環境が変化する中、我が国においても、規制の全体像についての検討が必要と考えられる。

(注) また、法制度のあり方について検討するにあたって、「中間整理」においては、下記のような観点が指摘されているところ。

- ノンバンク・プレーヤーも含めた多様な主体の事業展開を促していくことは重要な課題。他方、各種サービスのリスクに応じた適切なルールのあり方を検討することも重要である。
- 銀行その他の業者と利用者等を取り次ぐ中間的業者にトラブルが生じ、利用者保護上の問題につながることもありうることから、利用者保護上のリスクに応じた適切なルールのあり方を検討することも重要な課題である。
- さらに、銀行が担ってきた業務が分化される中、信用創造機能・決済ネットワークの提供など、銀行が果たしている経済システム上の根幹的な役割を維持することは重要な課題。
- また、資金決済法に関連して、資金移動業者の送金限度額、プリペイドカード発行業者の表示義務、供託負担及び事業譲渡手続等についても問題提起があった。

(※) IT・決済業務をめぐる銀行法上の主要な論点については、「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の審議の中で、検討が進められるものと考えられる。

## 2. ホールセール関係

### [現状及び問題意識]

- 企業活動のグローバル化等に伴い、国際企業を中心に、CMSに対するニーズが高まっている。また、商取引の電子化が進行する中、債権管理の電子化への要請も高まっている。
- 他方、先進的なCMSについては欧米の主要銀行の取組みが先行している、との指摘がある。また、電子記録債権については、十分な普及・活用に至っていない、との指摘がある。

### [今後の課題]

- これらの問題意識を踏まえ、今後、CMSの高度化や電子記録債権の普及等を進めていくためには、どのような環境整備が求められるのか。また、その際、法制面についてどのような対応が求められるのか。

(注) なお、「中間整理」においては、以下のような指摘があった。

- 企業がグループ内やクロスボーダーで資金管理・移動を行う場合や、邦銀のみならず外銀も含めた銀行がCMSを円滑に提供するにあたり、障害となる制度的な要因があれば、それらについて検討を進めることが重要である。
- また、電子記録債権の普及・活用促進に向けた具体策の検討が必要である。

### 3. 決済インフラ関係

#### [現状及び問題意識]

- 欧米は、決済インフラ(銀行間ネットワークなど)の改革を加速している。他方、全銀システムについては、世界各国の取組みに照らすと、改革の広がりやスピード感が不足している面がある、との指摘がある。我が国でも、迅速かつ広範な対応が必要とされている。

#### [今後の課題]

- 我が国も、以下のような観点から、戦略的な改革に取り組む必要があるのではないかと。
- 国内外を通じた決済のシームレス化
  - ・ 送金フォーマット項目の国際標準化
  - ・ 国際送金における「ロー・バリュー送金」の提供
  - ・ 非居住者口座に係る円送金の効率性向上
  - ・ 大口送金の利便性向上(全銀システムの送金限度額引上げ)
  - ・ 全銀システムの新たな活用(モバイル送金用の通信網としての活用等)
  - ・ APN(Asian Payment Network)等へ関与
- 決済インフラの機能拡大と高度化
  - ・ XML電文への全面的な移行
  - ・ 全銀システムの新たな活用(モバイル送金用の通信網としての活用等)
- 決済インフラに係るイノベーション推進のための体制整備
  - ・ 迅速・戦略的・国際的な全銀システムの業務展開に向けた体制整備

## 4. その他の課題等

- 上述のほか、決済分野に関連しては、「中間整理」取りまとめ後に、以下のような動きがあった。
  - 仮想通貨について、6月、G7エルマウ・サミットにおいて、テロ資金対策として、各国は仮想通貨の規制を含め、更なる行動をとることが合意された。また、同月末の金融活動作業部会(FATF)において、仮想通貨の交換所に対して登録又は免許制とマネロン等規制を課すことを各国に求めるガイダンスが公表された。

(注) なお、「中間整理」においては、以下の記述がなされている。  
“仮想通貨等、新たな形態の決済手段についても、その利用実態や犯罪その他不正利用の可能性、国際的な規制の動向等も踏まえた上で、対応のあり方について、必要に応じ、検討していくことが考えられる、との指摘があった。”
  - 規制改革要望を踏まえ、6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、デビットカードによるキャッシュアウトサービス(カード加盟店店頭にて現金が受取れるサービス)の在り方等について検討することが提起されている。

● G7エルマウ・サミット 首脳宣言 (「テロ資金対策」関連部分抜粋) (H27.6.8)

テロとの闘い及びテロリストへの資金供与はG7にとっての主要な課題である。我々は、迅速にかつ断固として行動し続け、協調した形での行動を強める。特に、我々はテロリストの資産凍結に関する既存の国際的枠組みを効果的に履行するとのコミットメントを再確認し、G7各国間での国境を越えた資産凍結要請を円滑化する。我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。我々は、金融活動作業部会(FATF)により行われている活動の重要性を再確認し、この活動に積極的に協力することにコミットする。我々は、強固なフォローアップ・プロセスを通じたものを含め、FATFの基準の効果的な履行を確保するために努力する。

● FATF(金融活動作業部会)の仮想通貨に関するガイダンス(H27.6.26公表)の概要

- ・ 各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所(exchanger)に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

## (参考) 各国の仮想通貨に係る規制等

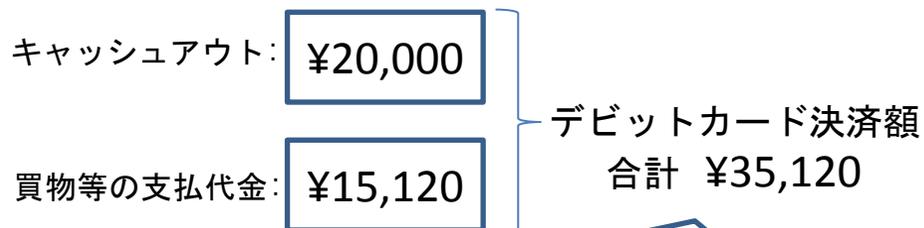
(各国公表資料より作成)

米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務省 (FinCEN) が、マネロン等規制の対象に追加する旨の解釈を公表【2013/3】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 仮想通貨に係る、金銭との交換、保管、送付、発行・管理</li> </ul> </li> <li>○ NY州が、業規制を施行【2015/6】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 仮想通貨に係る、金銭との交換、保管、送付、発行・管理</li> </ul> </li> </ul>
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務省が、マネロン等規制の対象に追加・現在関連規則を整備中【2014/6】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 仮想通貨を取り扱う業者 (関連規則で詳細を規定する予定)</li> </ul> </li> </ul>
EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 欧州銀行監督機構 (EBA) が、仮想通貨に係る意見書を公表【2014/7】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的措置: 仮想通貨を取り扱う業者に対する各種規制を提案</li> <li>・短期的措置: 金融機関等による仮想通貨の取扱禁止を推奨 交換所をマネロン等規制の対象とすることを推奨</li> </ul> </li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務省が、マネロン等規制の対象に追加する旨公表・現在検討中【2015/3】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 仮想通貨と金銭等との交換</li> </ul> </li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連邦金融監督庁 (Bafin) が、銀行法の規制対象に該当する旨の解釈を公表【2014/2】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 仮想通貨は銀行法上の「金融商品」に該当し、顧客のために行う自己名義の売買や保管等を行う場合には銀行法上の「信用機関」に、売買仲介や多角的取引施設の運営等を行う場合には「金融サービス機関」に該当</li> </ul> </li> </ul>

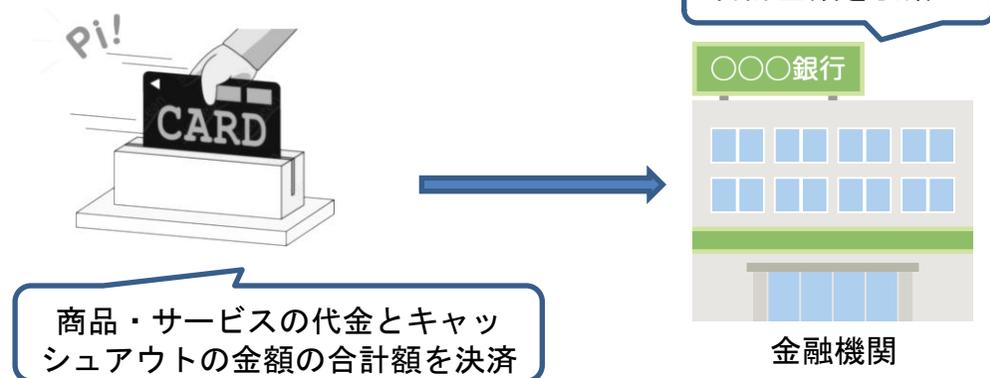
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プルーデンス規制・破綻処理庁 (ACPR) が、通貨金融法典の規制対象に該当する旨の解釈を公表【2014/1】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 仮想通貨の売買仲介は、通貨金融法典上の「決済サービス行為」に該当し、当該行為を行う業者は、同法典上の「決済サービス事業者」に該当</li> </ul> </li> </ul>
スイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融市場監督庁 (FINMA) が、銀行法の規制対象に該当する旨の解釈を公表【2014/6】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 顧客からの金銭及び仮想通貨の受入れは銀行法上の「預金の受入れ」に該当し、当該行為を行う業者は、銀行法上の「銀行」に該当</li> </ul> </li> </ul>
ポシ ンルガ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融管理局 (MAS) が、マネロン等規制の対象に追加する旨公表・現在検討中【2014/3】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 仮想通貨と金銭等との交換</li> </ul> </li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中国人民銀行等が、電信条例等の規制対象に該当する旨の解釈を公表【2013/12】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象: 仮想通貨の交換、保管</li> </ul> </li> <li>○ 併せて、金融機関・決済機関に対して仮想通貨の取扱を禁止する旨公表</li> </ul>

(注) ロシアは、2014年2月に仮想通貨の使用は違法である旨表明。  
現在、仮想通貨の使用を禁止する法案を準備中。

## キャッシュアウトの提供形態(イメージ)



利用者は、商品等の代金にキャッシュアウト額を上乗せした合計金額でデビットカードの決済し、キャッシュアウト分の現金を受け取る



## 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

### II 分野別措置事項

#### 4 投資促進等分野

##### (2) 個別措置事項

##### ⑥ ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化

平成27年度金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」中間整理(平成27年4月28日公表)において、『銀行と銀行サービスの利用者の間に立って、両者を介在するサービスが拡大し、当該サービスに関連してトラブルが発生する場合に、利用者保護をどのように図るかといった課題も生じる可能性がある』、『様々なプレーヤーが登場し、サービスの種類も拡大する中、適正な利用者保護等を図るための枠組みについて検討していく必要がある』、『利便性を考慮しつつも、幅広い関係者が情報セキュリティ対策を推進していくための方策が重要』等との指摘がされているところ、これらの議論を踏まえてキャッシュアウトサービスの在り方について検討する。